株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー8F 株式会社アルファポリス 代表取締役社長 梶 本 雄 介

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。 さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたします ので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月20日(月曜日)午後6時30分までに到着するようご返信くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1.日時2022年6月21日(火曜日)午前10時2.場所東京都渋谷区渋谷一丁目9番8号朝日生命宮益坂ビル5階

「渋谷サンスカイルーム」 5 A会議室 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目 的 事 項

報 告 事 項 第22期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報 告、計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役4名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件 第4号議案 会計監査人選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット 上の当社ウェブサイト(アドレス https://www.alphapolis.co.jp/company/) に掲載させていただきます。 株主総会へご出席いただいた株主様へのお土産はございません。

(提供書面)

事 業 報 告

(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって持ち直しの動きが続いているものの、新たな変異株の流行やウクライナ情勢等の地政学的リスクの高まりもあって、先行きは依然として不透明な状況で推移しております。

当社が属する出版業界におきましては、紙と電子を合算した出版市場(推定販売金額)は、3年連続のプラス成長となりました。公益社団法人全国出版協会・出版科学研究所によると、2021年(1月から12月まで)の紙と電子出版を合算した推定販売金額は前年同期比3.6%増の1兆6,742億円となり、その内訳は、紙の出版物については同1.3%減の1兆2,080億円、電子出版については同18.6%増の4,662億円と、電子出版市場の拡大が続いております。

こうした環境の中、インターネット発の出版の先駆者である当社は、「これまでのやり方や常識に全くとらわれず」、「良いもの面白いもの望まれるものを徹底的に追求していく」というミッションの下、インターネット時代の新しいエンターテインメントを創造することを目的とし、インターネット上で話題となっている小説・漫画等のコンテンツを書籍化する事業に取り組んでまいりました。

当事業年度における書籍のジャンル別の概況は以下の通りであります。

(ライトノベル)

当事業年度の刊行点数は213点(前事業年度比14点増)となりました。 シリーズ累計140万部を突破したヒットタイトル『自称悪役令嬢な婚約者 の観察記録。』の新作となる『自称悪役令嬢な妻の観察記録。』を刊行 し、当タイトルをはじめとした人気シリーズの続刊が好調に推移いたし ました。また、電子書籍につきましては、引き続き親和性の高い女性向け小説を中心に好調な売れ行きを示し、当ジャンルの売上を牽引いたしました。

結果、当事業年度の売上高は前事業年度を上回る金額で着地いたしま した。

(漫画)

当事業年度の刊行点数は前事業年度を大きく上回る138点(前事業年度 比18点増)となりました。各書籍の売れ行きにつきましては、2021年7 月にTVアニメ化した『月が導く異世界道中』を筆頭に、『最後にひとつ だけお願いしてもよろしいでしょうか』、『異世界でカフェを開店しま した。』等の人気シリーズの続刊が堅調に推移いたしました。また、当 ジャンルと親和性が非常に高い電子書籍販売につきましても、刊行点数 の増加に加えて、新シリーズとなる女性向け漫画が好調に推移したこと 等により、売上は大幅に増加いたしました。

結果、当事業年度の売上高は前事業年度を大きく上回る金額で着地いたしました。

(文庫)

当事業年度の刊行点数は142点(前事業年度比3点減)となりました。 『居酒屋ぼったくり』、『ゲートSEASON2』等の大型タイトルの文庫版が 堅調に推移し、売上を牽引いたしました。また、『居酒屋ぼったくり』著 者による時代小説『きよのお江戸料理日記』の続巻を刊行し、引き続き好 調な売れ行きを示す等、新規ジャンルの強化にも取り組んでまいりまし た。

しかし、刊行点数が前事業年度から減少したこと等を要因として、当事 業年度の売上高は前事業年度を下回る結果となりました。

(その他)

当事業年度の刊行点数は9点(前事業年度比16点減)となりました。当社が開催するWebコンテンツ大賞の「第6回歴史・時代小説大賞」において特別賞を受賞した歴史小説『敵は家康』を刊行し、歴史・時代小説ジャンルの強化に注力してまいりました。

しかしながら、刊行計画の都合上、刊行点数が前事業年度から減少した 影響により、当事業年度の売上高は前事業年度を下回る金額で着地いたし ました。

以上の活動の結果、当事業年度の売上高は9,090,196千円(前事業年度 比17.5%増)となりました。

利益面におきましては、主に2021年7月から9月の期間に実施したテレビCM放映をはじめとした当社サービスの認知度向上に向けた大型成長投資による販売費及び一般管理費の大幅な増加が利益率を押し下げる要因となりましたが、当事業年度における売上高の増加によって、営業利益は2,194,434千円(同1.4%増)、経常利益は2,201,782千円(同1.4%増)、当期純利益は1,389,721千円(同4.1%増)と前事業年度を上回る金額で着地いたしました。

結果、売上高は5期連続で、利益は4期連続でそれぞれ過去最高を更新いたしました。

なお、会計方針の変更として、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しております。このため、前事業年度比較は基準の異なる算定方法に基づいた数値を用いております。詳細については、「個別注記表 2.会計方針の変更に関する注記」をご参照下さい。

(注)シリーズ累計部数:同作品の続編に加え同作品の漫画及び文庫を含み、部数は電子書籍販売数を含む。

② 設備投資の状況

当事業年度中における設備投資の総額は53,225千円となりました。 その主な内容は、スマートフォン用アプリの制作費用及びパソコンの取得費用等であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度中に、金融機関からの借入や増資等による資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況 該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況 該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区	分	第 19 期 (2019年3月期)	第 20 期 (2020年3月期)	第 21 期 (2021年3月期)	第 22 期 (当事業年度) (2022年3月期)
売 上	高 (千円)	4, 977, 585	5, 631, 353	7, 735, 291	9, 090, 196
経常利	益 (千円)	1, 357, 170	1, 461, 387	2, 171, 138	2, 201, 782
当期純利	益 (千円)	842, 346	880, 089	1, 334, 860	1, 389, 721
1株当たり当期純	利益 (円)	86. 95	90. 85	137. 80	143. 46
総資	産(千円)	6, 878, 137	7, 614, 935	9, 478, 898	10, 501, 594
純資	産(千円)	5, 268, 834	6, 148, 830	7, 483, 518	8, 779, 448
1株当たり純資	産額(円)	543.89	634.73	772. 52	906. 30

(注) 当社は、2018年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行って おります。第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純 利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況 該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、更なる成長に向け、激しく変容する出版市場を好機と捉え、素早く対応することで出版事業の増強をはかるとともに、将来的には出版事業にとどまらずエンターテインメント企業として出版事業で蓄積したIPを活かした他事業展開を目指しております。その目的に際して、当社が認識している課題は次のとおりです。

① 優秀な人材の確保・育成

当社の編集担当者は書籍ごとに配置され、その担当者の受け持つ領域は、企画、編集、販促ツール制作、広告出稿等、書籍の制作から売上に結びつくまでに必要な全ての業務となります。そのため、担当者ごとの成果がわかりやすく、モチベーションが維持しやすい仕組みとなっておりますが、同時に幅広い知識とスキルが求められます。

その一方で、昨今の読者ニーズは非常に移り変わりが激しく、出版するタイミングが極めて重要となってきております。更に、今後は取扱ジャンルの拡大を目指しているため、編集担当者を増強し、ヒットが見込まれる作品はタイミングを逃すことなく確実に刊行していくことが必要となります。

加えて、取扱ジャンルを拡大するためには、スマートフォンアプリを含めた当社Webサイトのサービスを充実させ、調達可能なコンテンツの種類が拡大していることが前提となりますので、Webサイトサービスの速やかな対応を行うためにも、エンジニアをはじめとするWeb開発人員の増強も必要となってきます。

当社といたしましては、即戦力となる中途人材の確保を促進することに加え、積極的な新卒採用活動を行うことにより、将来の飛躍的な成長を担う人材を確保することに努めております。また同時に、社内教育の充実及び当社並びに当社サービスの知名度を向上させるための施策を継続的に実施することにより、志望者を引き付ける企業作りも行っております。

② 作家・ユーザー数の拡大

当社のビジネスモデルは、インターネット上にて良質なコンテンツが数多く収集でき、かつ、多くのユーザーにより多角的に評価されることで出版時の成功率が事前に高められることを前提に成り立っておりますので、継続的な新規コンテンツ及びユーザーの確保が必要不可欠となっております。

そのためには、作家・ユーザーの方の満足度向上が重要であると認識しておりますので、当社といたしましては、投稿作品の閲覧数や人気度等に

応じてギフト券や現金を得られる「投稿インセンティブ」の実施や出版物に対するプロモーション等を積極的に実施することに加えて、作家・ユーザーの方からの当社Webサイトに対するリクエストにも適宜対応することで、その実現を目指しております。

③ 取扱書籍のジャンル拡大

当社の売上高の約27%はライトノベルが占めており、また売上高の約70%を占める漫画につきましてもライトノベルを原作とするコミカライズ作品が多く、ライトノベルへの依存度は高いものとなっております。そのため、更なる業績拡大及びポートフォリオ最適化の観点から、特定のジャンルに依存しないよう、取扱書籍のジャンル拡大を課題の一つに位置付けております。

当社といたしましては「キャラ文芸大賞」、「歴史・時代小説大賞」、「絵本・児童書大賞」等幅広いジャンルでのWebコンテンツ大賞を開催、強化することを通じて、新たなジャンルの開拓にも積極的に取り組んでおります。

④ 電子書籍市場への対応

当社の属する出版業界につきましては、電子書籍市場が堅調に拡大して おり、当社におきましても電子書籍販売を本格的に開始した2015年度以降、 電子書籍売上は順調に増加し続けております。

その一方で、電子書籍の市場環境は紙書籍に比して変化が激しいことから、従来の紙書籍コンテンツとは異なる、環境変化に応じた柔軟な対応を取ることが電子書籍売上の維持・拡大には必要となります。

当社といたしましては、組織体制の整備及び社員への意識改革を適宜実施し、そのような市場環境の変化に迅速に対応できる体制構築を行っております。

⑤ 新たな販路の確保・拡大

現在、当社を取り巻く出版業界は厳しさを増し、とりわけ書店数の減少が顕著であります。このような環境の中、当社の書籍コンテンツの販売チャネルを確保・拡大すること、並びにそうしたチャネルの収益力の高さを追い求めることが必要となっております。

当社では2017年2月より課金サービス「レンタル」を開始し、さらに 2021年7月には海外向けの漫画アプリ「Alpha Manga」を配信してサービス

をグローバル展開する等、当社が一般消費者に書籍コンテンツを直接販売 する仕組みを構築、強化しております。

当社といたしましては、これらを推進することにより、投稿サイトという源泉から販売サイトという出口までの垂直の幹を太くしていくことを目指しております。

⑥ 自社IPを活かした事業拡大

当社といたしましては、更なる事業拡大を図るため、出版事業のみに留まらず、出版事業により蓄積された自社IPを活用した事業の多角展開を目指しております。具体的には、映像等の出版事業以外のメディア展開、グッズ販売、ゲーム事業、スマートフォン向けの新たなアプリサービス等への展開を目指しております。

⑦ 内部管理体制の強化

当社は、市場動向、競合企業、顧客ニーズ等の変化に対して速やかに対応し、持続的に成長を維持していくためには、内部管理体制の強化を通じた業務の標準化と効率化が重要であると考えております。そのため、当社といたしましては、内部統制の実効性を高めるための環境を整備し、コーポレート・ガバナンスを充実していくことにより、内部管理体制の強化に努めてまいります。これにより、組織的な統制・管理活動を通じてリスク管理の徹底とともに、業務の標準化と効率化を目指しております。

当社は、これらの経営課題を解決して事業拡大・成長し続けることを目指してまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後ともなにとぞ格別のご理解とご支援を賜りますよう心からお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容(2022年3月31日現在)

事	業	区	分	事	業	内	容
出	版	事	業	書籍の出版、イング	ターネットの	のサイト運営	

(6) 主要な事業所(2022年3月31日現在)

本 社	東京都渋谷区
-----	--------

(7) **使用人の状況** (2022年3月31日現在)

使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平均勤続年数
	102	(17)	名	12名増(1名増)			34.	2歳	4年3ヶ月

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、パートタイマーは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2. 平均年齢及び平均勤続年数は、パートタイマーを含めずに算定し、表示単位未満を四捨五入し表示しています。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借	入	先	借	入	額
株式会	社 三 井 住	友 銀 行		, 2	22, 280千円
株式会	会社みず	ほ 銀 行]	14,972千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. **株式の状況** (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

32,000,000株

(2) 発行済株式の総数

9,687,400株

(3) 株主数

1,915名

(4) 上位10名の株主

株 主	名	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社オフィス梶本		3, 200, 000	33. 03
梶本 雄介		2, 800, 000	28. 90
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)		456, 600	4.71
梶本 幸世		330, 800	3. 41
NOMURA PB NOMINEES LIMIT OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	ED	288, 400	2.98
梶本 翔太朗		240, 000	2. 48
梶本 遼次朗		240, 000	2. 48
QUINTET PRIVATE BANK (EUS. A. 107704	ROPE)	234, 800	2.42
日本マスタートラスト信託銀行株 (信託口)	式会社	222, 800	2.30
GOVERNMENT OF NORWAY		159, 300	1.64

(注)持株比率は自己株式(270株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況(2022年3月31日現在)

会	社における	5地位	月			名	担当及び重要な兼職の状況
代表	長 取 締 役	と社 長	梶	本	雄	介	
取	締	役	大り	入保	明	道	管理本部本部長
取	締	役	富	永	博	之	冨永法律特許事務所代表
取	締	役	白	石	卓	也	(株)Digimile代表取締役社長、 味の素(株)CEO補佐
常	勤監	査 役	落	藤	隆	夫	
監	査	役	池	田	信	彦	
監	査	役	天	野	良	明	

- (注) 1. 取締役冨永博之氏及び取締役白石卓也氏は、社外取締役であります。
 - 2. 常勤監査役落藤隆夫氏、監査役池田信彦氏及び監査役天野良明氏は、社外監査役であります。
 - 3. 監査役池田信彦氏及び監査役天野良明氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 2021年6月30日をもって、加藤綾子氏は取締役を辞任いたしました。
 - 5. 当社は、取締役冨永博之氏、取締役白石卓也氏、常勤監査役落藤隆夫氏、監査 役池田信彦氏及び監査役天野良明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員 として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負 うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのあ る損害を当該保険契約により保険会社が塡補するものであり、1年毎に契約 更新しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という。)を定めており、その内容は次のとおりです。

- ・ 当社の取締役の報酬は、固定の金銭報酬である基本報酬のみで構成する。
- ・当社の取締役の基本報酬については、株主総会において決議された報酬 総額の限度内で、各取締役の担当業務、その内容、在任年数及び経済情 勢等を考慮し、支給額を決定する。
- ・基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、月に1回支給する。なお、支給額については毎年6月に、翌月7月分から翌年6月分までの金額を決定する。
- ・当社の各取締役の報酬等の額については、代表取締役社長にその具体的 内容の決定を委任するものとし、代表取締役社長は上記の基本報酬の決 定方針に基づいて支給額を決定する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

		報酬等の	報酬等	報酬等の種類別の総額				
区	分	総額	基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	役員の員数 (名)		
取 紹	, , , ,	55百万円	55百万円	—	—	5名		
(うち社タ		(4百万円)	(4百万円)	(—)	(—)	(2名)		
監 査 (うち社タ	至 役	10百万円	10百万円	_	—	3名		
	卜監査役)	(10百万円)	(10百万円)	(-)	(—)	(3名)		
合	計	66百万円	66百万円	—	—	8名		
(うち社:	外役員)	(15百万円)	(15百万円)	(—)	(—)	(5名)		

- (注) 1. 上表には、2021年6月30日をもって退任した取締役1名を含んでおります。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、2013年3月25日開催の臨時株主総会において、年額500百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議しております。 当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名です。
 - 3. 監査役の報酬限度額は、2013年3月25日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名です。
 - 4. 取締役会は、代表取締役社長梶本雄介に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当業務について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。また、取締役会は、取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることを確認しており、決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役冨永博之氏は、冨永法律特許事務所代表者であります。同事務所 と当社との間には特別な関係はありません。
 - ・取締役白石卓也氏は、株式会社Digimileの代表取締役社長及び味の素株式会社のCEO補佐であります。株式会社Digimile及び味の素株式会社と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 冨永博之	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての専門的見地から、主に、当社の法律に係る事項・コンプライアンス・企業統治に関する発言を行っております。また、同氏は長年にわたり東京弁護士会民事介入暴力対策特別委員会委員を務めていた経験を活かして、当社の反社会的勢力排除の取組強化にも努めております。
取締役 白石卓也	2021年6月22日就任以降、当事業年度に開催された取締 役会10回の全てに出席いたしました。出席した取締役会 において、経営及びIT分野に関する豊富な経験と知見に 基づき、客観的・中立的な立場で、主に当社の経営に関 し、適宜発言を行っております。
常 勤 落 藤 隆 夫 監査役	常勤監査役として、監査役会の中心を担っております。 当事業年度に開催された取締役会14回、監査役会14回の 全てに出席いたしました。会社経営者としての豊富な経 験と幅広い見識に基づき、主に、経営全般の観点から適 宜発言を行っております。
監査役 池田信彦	当事業年度に開催された取締役会には14回中13回、監査 役会には14回中14回出席いたしました。金融機関におけ る長年の経験を活かして、主に財務・会計等に関し、適 宜発言を行っております。
監査役 天野良明	当事業年度に開催された取締役会14回、監査役会14回の 全てに出席いたしました。金融機関における長年の経験 を活かして、主に財務・会計等に関し、適宜発言を行っ ております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

東陽監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社監査役会は、会計監査人からその人員体制、監査計画、監査の実施状況、 監査の品質管理状況等についてヒアリングをした他、監査チームの独立性・専 門性やその職務遂行状況について関係部署から意見聴取をするなど、監査時間 及び監査報酬額の見積りの妥当性について確認し、検討した結果、会計監査人 の報酬等について同意をしています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、管理部が中心となって、業務プロセスや規程の整備、評価・ 監視体制の強化により、取締役の職務執行の適正を確保する。また、違法 行為に対する牽制機能として監査役に報告する体制を整備し、不祥事の未 然防止を図るとともに、反社会的勢力排除に向けた体制整備を行う。

(2) 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行 に係る情報を含む重要文書(電磁的記録を含む)は、当該規程等の定め るところに従い、適切に保管、管理する。
- ② 取締役及び監査役からの閲覧要請があった場合には、速やかに閲覧に供することとする。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、総合的にリスク管理を 行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 毎月1回、定例の取締役会を開催するほか、必要に応じて随時に開催し、重要事項の審議及び決定を行う。
- ② 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率 的、かつ迅速に業務を執行する。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、業務分掌規程及び稟議規程を制定する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立する。
- ② 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運用する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における 当該使用人に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき使用人(以下、「補助使用人」という) を置くことを求めた場合には、監査役と管理部門担当取締役が協議の上、 補助使用人を置く。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及 び同使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する体制

補助使用人の職務については、監査役の指揮命令下で遂行することとし、取締役からの独立性を確保し、補助使用人の人事考課、異動等については監査役の同意を得た上で決定する。

- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
 - ① 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生又は発生する 恐れがあるとき、違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報 告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。
 - ② 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
- (9) (8) の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを 受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人からの監査役への通報については、通報内容を秘密として保持するとともに、通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。

- (10) <u>監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項</u> 取締役は監査役による監査に協力し、監査に要する諸費用について は、監査の実行を担保するべく予算を措置する。
- (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査役は、内部監査担当者との連携を図り、適切な意思疎通を行う。
 - ② 監査役は、取締役会ほか重要な会議に出席して適宜意見を述べる等して、実効性の確保を行う。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

(1) 取締役の職務執行

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令ならびに定款に則して 行動するように徹底しております。当事業年度におきましては、取締役会 を14回開催しております。

(2) 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき 監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役社長、会計監査 人との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、 内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

(3) 内部監査の実施

内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施しております。

(4) 財務報告に係る内部統制

財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、内部統制評価を実施しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10, 140, 379	流動負債	1, 701, 287
現金及び預金	7, 102, 594	買掛金	52, 096
売 掛 金	2, 637, 541	1年内返済予定の 長期借入金	20, 088
製品	192, 406	未 払 金	600, 211
仕 掛 品	155, 389	未 払 消 費 税 等 未 払 費 用	50, 897 30, 957
前払費用	30, 424	未払法人税等	364, 757
	22, 022	預り金	22, 732
		賞与引当金	50, 593
固定資産	361, 214	返金負債	427, 174
有 形 固 定 資 産	34, 333	投稿インセンティブ 引 当 金	28, 354
建物附属設備	20, 490	前 受 金	52, 119
工具、器具及び備品	9, 343	リース債務	1, 304
		固定負債	20, 858
リース資産	4, 500	長期借入金	17, 164
無形固定資産	46, 569	リース債務	3, 694
ソフトウエア	46, 569	負 債 合 計	1, 722, 146
投資その他の資産	280, 311	(純資産の部) 株 主 資 本	8, 779, 448
関係会社株式	9, 419		863, 824
関係会社株式	9, 419	資本剰余金	853, 824
保険積立金	8, 000	資本準備金	853, 824
敷 金	140, 784	利益剰余金	7, 062, 436
長期前払費用	2, 693	その他利益剰余金	7, 062, 436
		繰越利益剰余金	7, 062, 436
操延税金資産	93, 360	自 己 株 式	△637
そ の 他	26, 052	純 資 産 合 計	8, 779, 448
資 産 合 計	10, 501, 594	負債純資産合計	10, 501, 594

損益計算書

(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

	科		目		金	 額
売		上	高			9, 090, 196
売	上	原	価			2, 049, 082
	売 .	上 総	利	益		7, 041, 114
販	売 費 及 ひ	ドー般管理	! 費			4, 846, 680
	営	業	利	益		2, 194, 434
営	業	外 収	益			
	受	取	利	息	61	
	前払封	文 払 手	段失効	益	8, 668	
	雑	収		入	400	9, 130
営	業	外 費	用			
	支	払	利	息	227	
	雑	損		失	1, 554	1,782
	経	常	利	益		2, 201, 782
	税引	前 当 期	純 利	益		2, 201, 782
	法人税	、住民税	及び事業	税	773, 084	
	法 人	税等	調整	額	38, 977	812, 061
	当	期純	利	益		1, 389, 721

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

			树	ž	主	資	本			
		資 剰 <i>氛</i>	本余金	ž	利益	剰 余	金			純資産
	資本金	資 本準備金	資 東余金 合 計	利 益準備金	その他系 別 途 積 立 金		利	自己 株式	株主資本合計	合 計
当期首残高	863, 824	853, 824	853, 824	_	_	5, 766, 272	5, 766, 272	△403	7, 483, 518	7, 483, 518
会計方針の変更 に よ る 累積的影響額						△93, 557	△93, 557		△93, 557	△93, 557
会計方針の変更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	863, 824	853, 824	853, 824	ı	_	5, 672, 715	5, 672, 715	△403	7, 389, 960	7, 389, 960
当期変動額										
当期純利益						1, 389, 721	1, 389, 721		1, 389, 721	1, 389, 721
自己株式 の取得								△234	△234	△234
当期変動額合計	_	_	_	_	_	1, 389, 721	1, 389, 721	△234	1, 389, 487	1, 389, 487
当期末残高	863, 824	853, 824	853, 824		_	7, 062, 436	7, 062, 436	△637	8, 779, 448	8, 779, 448

個別注記表

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品・・・・・・・・・・個別法による原価法(貸借対照表価額については

収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により

算定)を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……… 定率法を採用しております。ただし、2016年4月

(リース資産を除く) 1日以降に取得した建物附属設備については定額

法を採用しております。なお、主な耐用年数は以

下のとおりであります。

建物附属設備 8年~15年

工具、器具及び備品 4年~8年

無形固定資産…… 定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用)については、社

内における見込利用可能期間 (5年) による定額

法を採用しております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリ

ース資産については、リース期間を耐用年数と し、残存価額を零とする定額法を採用しておりま

す。

(4) 引当金の計上基準

賞与引当金…………従業員に対して支給する賞与の支払いに備えるた

め、賞与支給見込み額の内、当事業年度に負担す

べき額を計上しております。

投稿インセンティブ引当金…… 投稿インセンティブ制度により付与したポイント

の将来の使用に伴う費用負担に備えるため、当事

業年度末の未使用残高に対して、将来の使用見込

みに基づく所要額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

①紙書籍売上高

紙書籍売上高は、当社が出版した紙の書籍を、書店と出版社をつなぐ流通業者(以下、「取次」という。)を介して各書店に販売する事業から生じる収益であり、取次に書籍を出荷した時点で取次が当該書籍に対する支配を獲得していることから、その時点で履行義務が充足されると判断し、出荷時に収益を認識しております。また、紙書籍の販売については、出版業界における特殊な慣行として、取次及び書店に配本した出版物について配本後も返品を受け入れることを条件とする委託販売制度があるため、発生し得ると考えられる予想返金額を返品率等を計算基礎として算出し、収益より控除する方法を用いて取引価格を算定しております。この結果、返品に係る負債を認識し、重要な戻入れが生じない可能性が高い範囲でのみ収益を認識しております。

②電子書籍売上高

電子書籍売上高は、当社が出版した書籍の電子データを、各電子ストアを通して 一般消費者に販売する事業から生じる収益であり、一般消費者が当該書籍の電子 データを電子ストアにおいて購入した時点で履行義務が充足されると判断し、当 該購入時に収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、従来は売上総利益相当額に基づいて流動負債に計上していた「返品調整引当金」については、返品されると見込まれる製品についての売上高及び売上原価相当額を認識しない方法に変更しており、返金負債を流動負債の「返金負債」として計上し、返品資産を流動資産の「その他」に含めて表示しております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高が37,128千円増加し、売上原価が49,875千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ12,746千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は93,557千円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類への影響はありません。また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 表示方法の変更に関する注記

前事業年度まで、貸借対照表の流動負債に表示していた「ポイント引当金」は、内容をより明瞭にするため、当事業年度より流動負債の「投稿インセンティブ引当金」として科目名を変更して表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 棚卸資産の評価
 - ・当事業年度の計算書類に計上した金額

製品 192,406千円

仕掛品 155,389千円

・棚卸資産は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により評価しており、当事業年度末の棚卸資産の計上額は、在庫原価から評価損を控除した金額となります。なお、評価損の金額については、書籍の販売及び返品状況、返品率、再出庫率等を計算基礎として販売が見込めない書籍の原価を見積ることで算出しております。将来の不確実な経済状況の変動等によりこれらの計算基礎に変動が生じた場合には、認識する評価損の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 返金負債及び返品資産の見積り

・当事業年度の計算書類に計上した金額

返金負債 427,174千円

返品資産 21,191千円(注)流動資産の「その他」に含めて表示しております。

・出版業界における特殊な慣行として、取次及び書店に配本した出版物について配本 後も返品を受け入れることを条件とする委託販売制度がありますが、当社は発生し 得ると考えられる予想返金額を返品率等を計算基礎として算出し、収益より控除す るとともに、返金負債として計上しております。また当該返品により受け入れる出 版物の権利を認識するため、原価率、再出庫率等を計算基礎として返品資産を算出 しております。

将来の不確実な経済状況の変動等によりこれらの計算基礎に変動が生じた場合には、認識する返金負債及び返品資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

15,385千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数 普通株式

9,687,400株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数 普通株式

270株

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定し、また、資金 調達については銀行借入による方針であります。なお、デリバティブ取引は行わな い方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク 営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。 敷金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、1年内返済予定の長期借入金、未払金、預り金は、1年 以内の支払期日であります。

長期借入金の使涂は、主に運転資金であります。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- a. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理 売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。
- b. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理 手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の 算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用すること により、当該価額が変動することがあります。

⑤ 信用リスクの集中

当社は、紙書籍の販売・流通はすべて株式会社星雲社を介して行っておりますので、当事業年度の末日における営業債権の内、56%が同社に対するものであります。そのため、株式会社星雲社とは、同社が保有する当社書籍の売上債権に対する債権の譲渡担保契約を締結し、債権の貸倒リスクに備えております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

			貸借対照表計上額	時 価	差	額
敷		金	140, 784	140, 890		105
資	産	計	140, 784	140, 890		105
1年 長	以内返済 期 借	予定の 入 金	20, 088	20, 088		_
長	期借	入 金	17, 164	17, 164		_
負	債	計	37, 252	37, 252		_

- (注1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注2) 「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払消費税等」、「未払法人税等」及び 「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するもので あることから、記載を省略しております。
- (注3) 関係会社株式 (貸借対照表計上額9,419千円)は、市場価格がないため、時価開示の 対象に含めておりません。

(注4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

		1年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
現金	及び預金	7, 102, 594	_	_	_
売	掛金	2, 637, 541	_	_	_
敷	金	_	140, 784	_	_

(注5) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3年超 4年以内	4 年超 5 年以内	5年超
1年以内返済 予定の長期 借 入 金	20, 088	_	_	_		1
長期借入金	_	15, 044	2, 120	_	_	_

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場にお

いて形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関す

る相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のイン

プット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時

価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品 該当事項はありません。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

₩.				時価 (千円)				
		区分			レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷				金	_	140, 890	_	140, 890
資		産		計	_	140, 890	_	140, 890
1 長	以内期	」返済 借	育予 5 入	定の金	_	20, 088	_	20, 088
長	期	借	入	金	_	17, 164	_	17, 164
負		債		計	_	37, 252	_	37, 252

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

合理的に見積った返済期日までの将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しております。

長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金含む)

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引い た現在価値により算定しております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)

賞与引当金	15,491千円
返金負債	18,491千円
投稿インセンティブ引当金	8,682千円
未払事業税	17,174千円
未払費用	3,123千円
未払金	4,408千円
未払事業所税	892千円
出資金	18,698千円
関係会社株式	3,362千円
敷金	4,288千円
その他	1,196千円
繰延税金資産合計	95,810千円
(繰延税金負債)	
保険積立金	△2,449千円
繰延税金負債合計	△2,449千円

9. 持分法損益等に関する注記

繰延税金資産の純額

関連会社に対する投資の金額	9,419千円
持分法を適用した場合の投資の金額	8,281千円
持分法を適用した場合の投資損失(△)の金額	△1,138千円

93,360千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	当事業年度
紙書籍売上高	2, 088, 966
電子書籍売上高	6, 475, 730
その他	525, 499
顧客との契約から生じる収益	9, 090, 196
その他の収益	
外部顧客への売上高	9, 090, 196

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 収益を理解するための基礎となる情報は「個別注記表 1.重要な会計方針に係る事 項に関する注記(5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。
- (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(単位:千円)

	当事業年度
顧客の契約から生じた債権(期首残高) 売掛金	2, 659, 929
顧客の契約から生じた債権(期末残高) 売掛金	2, 637, 541
契約負債(期首残高) 前受金	44, 742
契約負債(期末残高) 前受金	52, 119

契約負債は、当社が提供するレンタル課金サービスにてユーザーが購入したレンタル用通貨のうち未使用に関するものであり、当該契約負債は実際に使用された時点で収益を認識し、取り崩されます。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

906円30銭

(2) 1株当たり当期純利益

143円46銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

14. その他の注記

該当事項はありません。

会計監查報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社アルファポリス 取締役会 御中

東陽監査法人東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 中 野 敦 夫 業務執行社員 公認会計士 三 浦 貴 司 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルファポリスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。 さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、 監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及 び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価 する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する 規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻 害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行 う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、 重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に 適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を 確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び 第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決 議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取 締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報 告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に 違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

株式会社アルファポリス 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 落 藤 降 夫 印

監查役(社外監查役) 池 田 信 彦 即

監查役(社外監查役) 天 野 良 明 印

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を 定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供 措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項 のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲 を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更 案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
 なし提供)	
 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主	(削 除)
総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結	
計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る	
情報を、法務省令に定めるところに従いイン	
ターネットを利用する方法で開示することに	
より、株主に対して提供したものとみなすこ	
とができる。	
	(電子提供措置等)
(新 設)	第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主
	総会参考書類等の内容である情報について電
	子提供措置をとる。
	2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法
	務省令で定めるものの全部又は一部につい
	て、議決権の基準日までに書面交付請求をし
	た株主に対して交付する書面に記載すること
	を要しないものとする。
(新 設)	(附則)
(新 設)	第1条 定款第15条(株主総会参考書類等のイン
	ターネット開示とみなし提供)の削除及び定
	款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022
	年9月1日から効力を生ずるものとする。
	2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日か
	ら6か月以内の日を株主総会の日とする株主
	総会については、定款第15条(株主総会参考
	書類等のインターネット開示とみなし提供)
	は、なお効力を有する。
	3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を
	経過した日又は前項の株主総会の日から3か
	月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを
	<u>削除する。</u>

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員(4名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

- 24/11/		こわり じめりより。	
候補者番 号	が 名 氏 相 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
	がじ もと ゆう すけ 梶 本 雄 介 (1969年12月17日)	1993年4月 (株)博報堂入社 2000年8月 当社設立 代表取締役社長(現任)	2,800,000株
1	いリーダーシップや 代表取締役社長とし	の創業者であり、経営に関する豊富な経験、知り 実行力により、当社の経営を牽引してまいりまし て経営をリードし、当社の企業価値向上に資する き取締役として選任をお願いするものであります	た。今後も ることが期待
2	*** 〈 ff & ** みち 大 久 保 明 道 (1972年4月3日)	1996年4月 トヨタファイナンス(株)入社 2010年3月 SBIモーゲージ(株)(現アルヒ(株)) 財務経理部長 2012年12月 当社入社 2013年12月 当社 取締役(現任) 2015年7月 当社 管理本部本部長(現任)	40,000株
	り、管理部門全般を てまいりました。今	務、経理、法務等に関する専門知識や豊富な経験 統括するとともに、財務、経理面から当社の業績 後も当社の企業価値向上に資することが期待され 選任をお願いするものであります。	責向上を図っ
3	とみ なが ひろ ゆき 冨 永 博 之 (1947年3月17日)	1971年4月 佐世保重工業(株)入社 1995年4月 弁護士登録 東京弁護士会知的財産法部会所属 2000年4月 東京弁護士会民事介入暴力対策 特別委員会委員 2003年2月 弁理士登録 2003年2月 富永法律特許事務所 代表者(現任) 2014年6月 当社 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 冨永法律特許事務所 代表者	0株
	れた高度な人格と専 会民事介入暴力対策なの取組み強化も期待	をれる役割の概要〕 に直接経営に関与した経験はありませんが、弁護 門的な法律知識を有しており、かつ、長年にわた 特別委員会委員を務めていたことから当社の反社 されます。これらの豊富な知識や経験と高い見識 ため、引き続き社外取締役として選任をお願いす	り東京弁護士 会的勢力排除 を当社の経営

候補者番 号	た が な氏 名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
4	しら いし たく や 白 石 卓 也 (1969年7月3日)	1996年4月 フューチャー(株)入社 2016年1月 (株)ローソンデジタルイノベーション 代表取締役社長 2018年2月 (株)Digimile代表取締役社長(現任) 2018年5月 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス(株)/合同会社西友 CIO 2020年5月 味の素(株) CEO補佐(現任) 2021年6月 当社 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) (株)Digimile代表取締役社長 味の素(株) CEO補佐	0株
	役として客観的かつ	される役割の概要〕 及びIT分野に関する豊富な経験と知見を有してお 中立的な立場から当社の経営に対する的確な助言 されることから、引き続き社外取締役として選任	、提言をして

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 冨永博之氏及び白石卓也氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 冨永博之氏及び白石卓也氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、両者の 社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって冨永博之氏が8年、 白石卓也氏が1年となります。
 - 4. 当社は、冨永博之氏及び白石卓也氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。冨永博之氏及び白石卓也氏が再任された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
 - 5. 当社は、取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には当該契約の被保険者となります。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が塡補するものであり、1年毎に契約更新しております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 - 6. 当社は、冨永博之氏及び白石卓也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員 として指定し、同取引所に届け出ております。冨永博之氏及び白石卓也氏が再 任された場合は、当社は、引き続き両氏を独立役員として届け出る予定であり ます。
 - 7. 所有する当社の株式数については、2022年3月31日時点の所有株式数を記載しております。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	。 氏 [*] 名 (生年月日)	略歴、当社における地位	所有する当 社の株式数
1	がり かじ たか お 落 藤 隆 夫 (1953年10月27日)	1977年4月 (株)電通入社 2003年7月 (株)電通EYE代表取締役 2006年3月 (株)電通ワンダーマン代表取締役 2012年4月 (株)電通グローバルビジネス局局長 2013年4月 当社 常勤社外監査役(現任)	0株
	[選任理由] 落藤隆夫氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることに加え、出版事業と関わりが深いコミュニケーション分野に関する専門的な知見と幅広い経験を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に活かしていただきたいためであります。		
2	いけ だ のぶ ひこ 池 田 信 彦 (1945年4月8日)	1968年4月 三井信託銀行(株)入社 1999年6月 三井信ビジネス(株)取締役 2006年3月 SBIモーゲージ(株)内部監査室長 2008年5月 SBIモーゲージ(株)監査役 2013年3月 当社 社外監査役(現任)	0株
	〔選任理由〕 池田信彦氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が金融機関での長年の経験に 基づく財務及び会計に関する専門的な知見を有しており、それらを社外監査役と して当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。		
3	がま の よし がき 天 野 良 明 (1948年11月7日)	1972年4月 三井信託銀行(株)入社 2001年1月 三井鉱山(株)転籍 2005年6月 三井鉱山マテリアル(株)代表取締役 2006年6月 サンコーコンサルタント(株) 常勤監査役 2014年6月 当社 社外監査役(現任)	0株
	〔選任理由〕 天野良明氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が経営者としての豊富な経験 と幅広い見識を有していることに加え、金融機関での長年の経験に基づく財務及 び会計に関する専門的な知見を有しており、それらを社外監査役として当社の監 査に反映していただくことを期待したためであります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 落藤隆夫氏、池田信彦氏及び天野良明氏は、社外監査役候補者であります。
 - 3. 落藤隆夫氏、池田信彦氏及び天野良明氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、それぞれの監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって落藤隆夫氏が9年、池田信彦氏が9年、天野良明氏が8年となります。
 - 4. 当社は、落藤隆夫氏、池田信彦氏及び天野良明氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
 - 5. 当社は、取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。各候補者が監査役に選任され就任した場合には当該契約の被保険者となります。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が塡補するものであり、1年毎に契約更新しております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 - 6. 当社は、落藤隆夫氏、池田信彦氏及び天野良明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。落藤隆夫氏、池田信彦氏及び天野良明氏が再任された場合は、当社は、引き続き各氏を独立役員として届け出る予定であります。
 - 7. 所有する当社の株式数については、2022年3月31日時点の所有株式数を記載しております。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である東陽監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任いたします。近年、監査報酬が増加傾向にあり、次期以降も増加することが見込まれることなどを契機として、当社に適した監査対応と監査報酬の相当性について検討してまいりました。その結果、会計監査人の異動を行うこととし、監査法人東海会計社を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が監査法人東海会計社を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人としての独立性、専門性、監査の品質等について総合的に勘案し、検討した結果、当社の会計監査が適切に行われることを確保する体制を整えていることを確認できたことに加え、報酬水準も妥当であると判断したためであります。会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2022年3月31日現在)

名 称	監査法人東海会計社		
	主たる事務所		
	愛知県名古屋市中区金山一丁目12番14号 金山総合ビル5階		
事務所	その他の事務所		
	東京事務所		
	東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル12階		
<i>≫\</i>	1991年7月 監査法人東海会計社設立		
沿革	1994年8月 創和監査法人と合併		
	資本金 34百万円		
	構成人員 代表社員 17名		
+mr ===	公認会計士 96名		
概要	その他専門職 2名		
	合計 115名		
	関与会社数 129社		

以上

株主総会会場ご案内図

会場 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷一丁目9番8号 朝日生命宮益坂ビル5階 「渋谷サンスカイルーム」5A会議室

(会場場所のお問い合わせ) 渋谷サンスカイルーム 電話 03(3406)2085



交通

電車 JR(山手線・埼京線・湘南新宿ライン)

渋谷駅 (宮益坂口)

東急東横線 渋谷駅 東急田園都市線 渋谷駅 京王井の頭線 渋谷駅 東京メトロ(銀座線・半蔵門線・副都心線)

渋谷駅

*地下鉄連絡通路をご利用の場合はB3出入口が便利です。